

## 特別養護老人ホーム等の自主財源等整備について

### 1 はじめに

老人福祉施設の整備に当たっては、通常の間備については老人福祉施設等整備事業費補助金により、医療療養病床からの転換による整備については療養病床転換支援補助金により、それぞれ必要な補助を行っているが、当該補助金（以下、「道費補助金」という。）によらず自主財源で施設の整備を行う場合又は地域介護・福祉空間整備交付金（以下、「市町村交付金」という。）を活用して施設の整備を行う場合もあり、このような道費補助金を活用しない施設整備に対する道の事務処理の方法について、この取扱い方針に定めることとする。

### 2 対象施設

次の施設とする。ただし、指定都市及び中核市に設置しようとするものを除く。

- (1) 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (2) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

### 3 自主財源等整備

前項に定める施設（以下、「特養等」という。）の設置をしようとする者（以下、「設置計画者」という。）が、道費補助金を活用せずに当該特養等を整備することを、自主財源等整備とする。

### 4 自主財源等整備に対して、事前協議を行うこととする理由

老人福祉法第 15 条第 3 項から同条第 5 項の規定により、設置計画者は都道府県への届出又は都道府県からの認可により特養等を設置することができるとされており、施設基準等については、省令等で定められている。

道費補助金を活用して整備を行う場合には、整備計画について事前に協議を行い、基準等の確認を終えていることから、工事完了後の設置の届出又は認可申請の時点において、施設が基準を満たしていない等の問題が生じることはない。

しかしながら、自主財源等整備の場合は、事前協議を義務づけていないことから、工事完了後の設置の届出又は認可申請の時点において、基準を満たしていない等の理由により、施設の改修を余儀なくされることが予想される。

また、特別養護老人ホームの場合、ユニットケアに対する理解不足等から、設置計画者がユニット型特別養護老人ホームを想定して整備したものの、ユニット型としては認められず、結果として従来型の介護報酬となるなど、その後の収支計画等に大きく影響を及ぼす可能性もある。

このため、改修等による設置の遅れ又は設置計画者とのトラブルを防ぐためにも、道費補助金による整備と同様に工事着手前に事前協議を行う必要がある。

### 5 自主財源等整備に対する事前協議の位置づけ

事前協議は、老人福祉法に基づく設置の届出又は認可申請に対する事前の打ち合わせとして位置づけることとする。

設置計画者に対する法的義務はないものの、省令等に定められている施設基準への準拠を求めるも

のであることから、極力、事前協議への協力を促すものとする。

## 6 事前協議を行う整備

次の整備区分によるものについて、事前協議を行うこととする。

- (1) 創設
- (2) 増築（定員増を伴うものに限る。）
- (3) 改築
- (4) 改修（既存の特別養護老人ホームでユニット化を図るもの、又は療養病床からの転換を図るものに限る。なお、修繕は含まない。）

## 7 事前協議のスケジュール

- (1) 道費補助金を活用して整備する事業の整備計画書（以下、「整備計画書」という。）の提出時期と同時期に事前協議を受け付けることを原則とするが、それ以外の時期についても必要に応じて行うこととする。

<協議例>

|        |   |
|--------|---|
| 当該年4月頃 | 設置計画者から各保健福祉事務所へ事前協議<br>(※ 整備計画書提出時期と同時期)<br>保健福祉事務所ヒアリング・内容審査、事前協議完了 |
| 翌年4月以降 | 工事起工  |
| 翌々年3月頃 | 老人福祉法、介護保険法など各種届出（認可申請）、工事竣工  |
| 4月     | 事業開始  |

- (2) なお、フローチャートは別紙のとおり。

## 8 事務処理

- (1) 設置計画者は、施設整備計画の概要が固まった際に、その施設を所管する保健福祉事務所に事前に整備内容の協議を行うものとする。
- (2) 事前協議の時期については、整備計画書の提出時期と同時期とする。
- (3) 設置計画者が事前協議に当たって提出する書類（以下、「事前協議書」という。）は、整備計画の概要、図面、各室面積表、資金計画など計画の全般が分かるものとする。（整備計画書に準じる。）
- (4) 保健福祉事務所は、設置計画者から事前協議書の提出があった場合、ヒアリングを実施し、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等により内容を確認し、必要に応じて、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課に対し意見照会を行うこととする。
- (5) 保健福祉事務所は、事前協議のあった施設について基準を満たしていると判断した場合は、保健福祉事務所内における協議（老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法等所管係における検討等）を行った上で、設置計画者に対して事前協議済書を交付するとともに、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課に対し別紙様式1により報告を行うこととする。
- (6) 設置計画者は、事前協議済書を受領した後、建設工事を起工するとともに、事業開始（変更）にあたっての各種届出又は認可申請を関係法令等に基づき行うこととする。

## 9 その他

### (1) 圏域における必要入所（利用）定員総数との関係

#### ① 老人福祉法第 15 条第 4 項に基づき設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び定員変更について

ア 自主財源等整備についても、必要入所定員総数内であるとともに、圏域調整連絡協議会及び施設を設置しようとする所在地の市町村の同意を得ていること。

イ 調整前に協議があった場合については、以下の取扱いとなるので設置計画者と十分連携を図りながら計画すること。

- ・ 市町村内での調整が整っていないければ、老人福祉法施行規則第 3 条第 2 項第 3 号に基づく市町村からの意見書の提出ができないものとして認可されないこと。
- ・ 市町村内での調整が整っていても圏域調整連絡協議会での調整が整っていないければ、老人福祉法第 15 条第 6 項に基づき認可されないこと。

#### ② 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホームの設置及び定員変更について

ア 自主財源等整備についても、必要利用定員総数内であるとともに、圏域調整連絡協議会及び施設を設置しようとする所在地の市町村の同意を得ていること。

イ 調整前に協議があった場合については、以下の取扱いとなるので設置計画者と十分連携を図りながら計画すること。

- ・ 圏域調整連絡協議会での調整が整っていないければ、介護保険法第 70 条第 3 項又は同条第 4 項に基づき指定されないこと。

### (2) 事前協議書の協議に関する留意事項

#### ① 償還計画について

自主財源及び融資金額と償還計画

- ・ 無理のない償還計画となっているか
- ・ 融資金額と基本財産の担保（理事会での承認と根抵当の禁止～関係係（主査）との連携）

#### ② 各基準省令等の確認について

ア 構造設備、人員、運営基準など（主な施設・設備基準等確認票の活用）

イ ユニット型特別養護老人ホームの指定基準など（関係係（主査）との連携）

#### ③ 居住費（ホテルコスト）の算出等について

算定方法の確認

#### ④ 計画との関係

ア 必要入所（利用）定員総数を超えた整備計画となっていないか

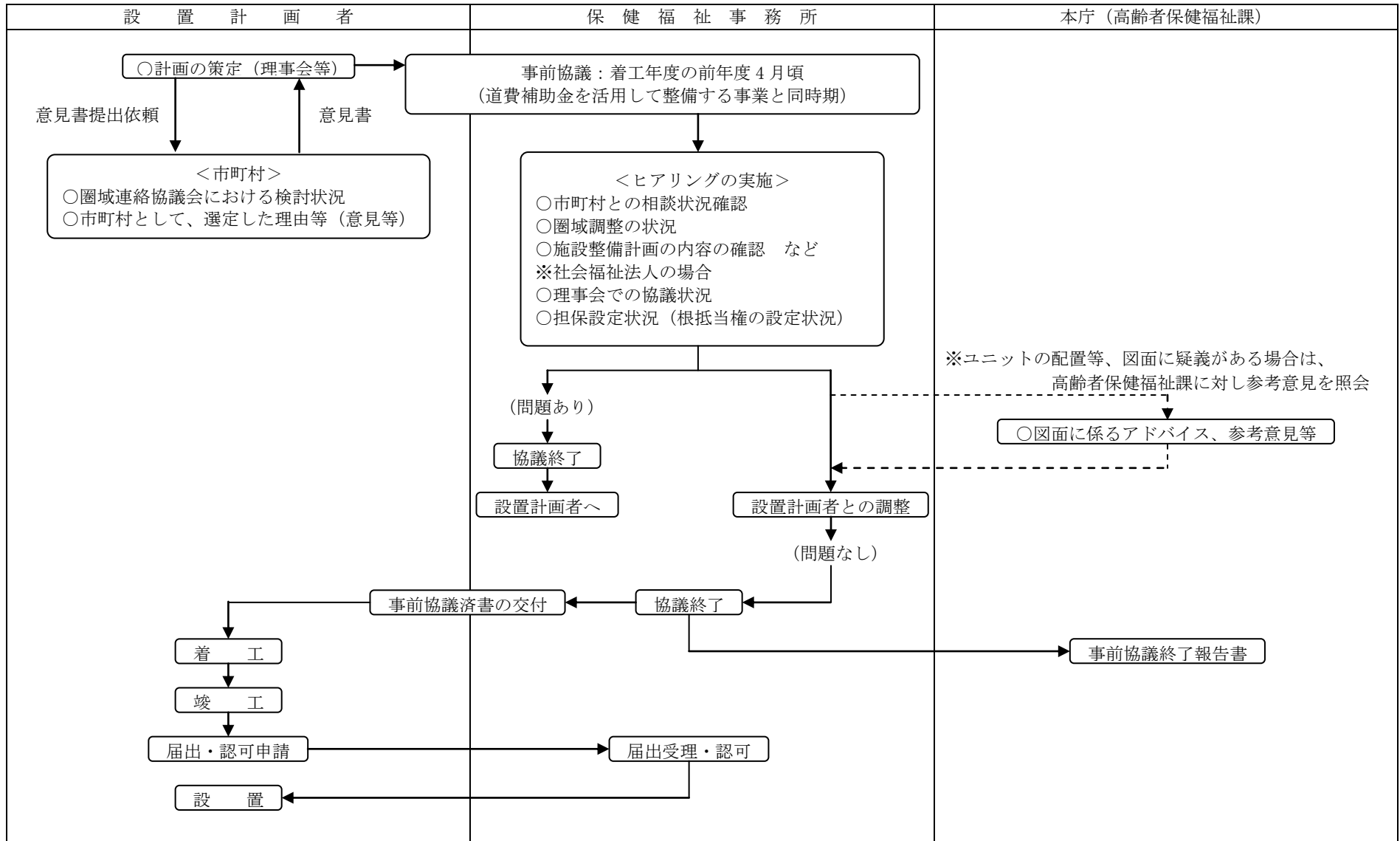
イ 施設を設置しようとする所在地の市町村における同意が得られ、計画上位置づけられているか

### (3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置及び定員変更について

軽費老人ホーム（ケアハウス）については、「軽費老人ホーム運営事業」により当該施設の運営に係る経費の一部を補助している状況にあることから、道において予算措置を行う必要があるため、開設する年度の前年度に実施する軽費老人ホーム運営費補助金に係る所要見込額調査の際に、必ず報告すること。

(別紙)

特別養護老人ホーム等の自主財源等整備に対する事前協議フローチャート



(別紙様式1)

特別養護老人ホーム等の自主財源等整備に対する事前協議終了報告書

保健福祉事務所名

| 設置計画者名称<br>-----<br>施設種別<br>-----<br>施設名称 | 整備理由 | 整備内容               | 着工時期<br>-----<br>竣工時期     | 事業費<br>千円 | 財源内訳        |            |      |      |     |
|---|------|--------------------|---------------------------|-----------|-------------|------------|------|------|-----|
|   |      |                    |                           |           | 他制度<br>補助金等 | 設置者<br>負担金 | 左の内訳 |      |     |
|   |      |                    |                           |           |             |            | 借入金等 | 自己資金 | その他 |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |
| -----<br>-----                            |      | 整備区分( )<br>定員 名→ 名 | 平成 年 月<br>-----<br>平成 年 月 |           |             |            |      |      |     |

※ 計画図面を添付すること。